

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 6 月 3 0 日
横 手 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地 域	重点区域 との重複 の 有 無		
		○		横手市平鹿地域	無	R6～R10 年度	平鹿環境保全型農業推進グループ
		○		横手市雄物川地域	無	R6～R10 年度	雄物川地区環境保全団体
		○		横手市十文字地域	無	R6～R10 年度	十文字地区環境保全団体